

《特別用途食品^{※1}表示許可件数内訳》

令和8年9月 16 日 現在

食品群			表示許可件数
乳児用 調製乳	乳児用調製粉乳		10
	乳児用調製液状乳		5
妊産婦又は授乳婦用粉乳			0
病者用食品	許可基準型	低たんぱく質食品	5
		アレルギー除去食品	4※2
		無乳糖食品	4※3
		総合栄養食品	7(22)
		糖尿病用組合せ食品	0
		腎臓病用組合せ食品	1
		経口補水液	15(20)
	個別評価型		26
えん下困難 者用食品	えん下困難者用食品		16(47)
	とろみ調整用食品		17
合計			110※4(161)

注) 表示許可件数とは、健康増進法第 43 条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可をした件数である。なお、総合栄養食品、経口補水液及びえん下困難者用食品については、同等性が認められる複数の商品を1製品群として許可しており、括弧内の数字は商品数ベースである。

※1 特定保健用食品を除く。

※2 無乳糖食品としても許可しているもの3件含む。

※3 アレルギー除去食品としても許可しているもの3件含む。

※4 アレルギー除去食品及び無乳糖食品として許可しているもの3件については、それぞれの食品群で計上しているため、表示許可品数は 106 件。